

学校法人尚美学園 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人尚美学園（以下「学園」という。）の寄附行為第59条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、寄附行為第7条第1項に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、学園において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、寄附行為第7条第2項に基づき置かれる者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- 2 常勤役員に対しては、報酬及び退職金（以下「報酬等」という。）を支給する。
なお、常勤役員が本学の教員又は職員である場合、報酬等に加え専任教員給与規程又は職員給与規程に定める給与及び諸手当を支給する。
- 3 非常勤役員に対しては、報酬を支給する。
- 4 評議員に対しては、評議員会の出席に対する日当（以下「評議員会日当」という。）を支給する。

(報酬等の額)

第4条 役員に対する報酬等は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表1に定める額
 - (2) 退職金 役員在任期間中の平均年収（役員報酬額含む）の100分の2を役員退職金算定基礎額とし、以下の計算式により、役員退任時に支給する。
月額役員退職金算定基礎額×0.05×在籍月数
なお、平均年収を算出するにあたり、就任年度及び退任年度に端数月日がある場合、1年とみなし、当該年度の年収額をもって算出するものとする。
- 2 評議員に対する、評議員会日当の額は1回につき15,000円とする。

(役員の報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 当月末日（ただし、支給日が休日の場合は、その前日とする。）
 - (2) 退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、当月末日を支給日とする。ただし、支給日が休日の場合

は、その前日とする。

- 3 報酬等は、役員が指定する金融機関の口座に通貨をもって払込み支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 5 役員が理事会及び評議員会に出席した時の交通費は支給しない。

(評議員の評議員会日当等の支給方法)

第6条 評議員会日当は、翌月末日を支給日とする。ただし、支給日が休日の場合は、その前日とする。

- 2 評議員会日当は、評議員が指定する金融機関の口座に通貨をもって払込み支給する。
- 3 評議員会日当は、出席方式（対面出席のほか書面出席等による出席）によらず支給する。
- 4 評議員が評議員会に出席した時の交通費は支給しない。

(報酬等の対象時期)

第7条 新たに役員に就任した者には、その月から報酬を支給する。

- 2 月の途中における就任、退任又は解任した場合、その月分の報酬全額を支給する。

(公表)

第8条 学園は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(所管)

第9条 この規程の所管は、法人本部総務部総務・経理課とする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 役員に対する報酬

単位：円

理事区分	常勤区分	教職員区分		報酬年額
理事長	常勤	教職員		第3条第2項に規定する給与及び諸手当（通勤手当を除く。）と役員報酬の合計額が18,000,000円を超えない範囲で毎年度理事会が承認する額
副理事長	常勤	教職員		第3条第2項に規定する給与及び諸手当（通勤手当を除く。）と役員報酬の合計額が16,000,000円を超えない範囲で毎年度理事会が承認する額
上記以外の理事	常勤	教職員	学長理事	1,800,000
			学校長理事	
			上記以外の理事	1,200,000
	非常勤	--	1,200,000	
監事	非常勤	--	1,200,000	